

第 3983 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 4月21日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 確定損失申告

Q：確定損失申告というものがあると聞きましたが、どんなものなのですか？

A：翌年以降に損失を繰り越すためにする申告をいいます。

【解説】

確定損失申告とは、翌年以降に損失を繰り越すための申告をいい、次の場合において、その年の翌年以後において、純損失の繰越控除、もしくは雑損失の繰越控除、または純損失による繰戻しによる還付を受けようとするときは、確定損失申告書を提出することができることとなっています。

- ① その年に純損失の金額が生じた場合
- ② その年に生じた雑損失の金額が、総所得金額等の課税標準を超える場合
- ③ 前年以前3年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額の繰越額が、その年分の総所得金額等の課税標準等の計算上控除しきれない場合

つまり、損失を翌年に繰り越す場合、前年からの損失をその年で控除してまだ控除しきれない場合でその損失を翌年に繰り越す場合、前年は所得があったが今年度は損失が出て、その損失を前年に繰り戻して計算する場合には、確定損失申告書を提出することができるのですが、この場合には、その年の翌年2月16日から3月15日までに一定の事項を記載して提出しなければ適用が受けられないこととなっています。

